

令和7年度 高等学校生修学金事業 (西条市社会福祉協議会) について

1 修学生の要件及び対象世帯について

- (1) 西条市に住所を有し、高等学校に在学する者。
- (2) 学業、人物ともに優良であること。
- (3) 保護者が西条市に居住するものであること。
- (4) 原則として、市県民税均等割課税以下の世帯（生活保護受給世帯は除く）を対象とする。

2 修学金の限度額及び支給期間について

修学金は月 5,000 円及び修学旅行に要する経費（旅費・宿泊費等）の2分の1以内。
支給期間は、修学生に決定された年度の1年以内とする。

3 申請について

- (1) 学校長の推薦により申請する。
- (2) 推薦枠は1校5名以内。

※ 希望する者は、**4月25(金)までに**
奨学金担当（永井幸）まで申し出てください。
必要書類をお渡しします。

必要書類

＜本人(及び保護者)が記入するもの＞

- ・修学生願書
- ・個人情報取扱い同意書

＜本人及び保護者が準備するもの＞

- ・住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）
- ・市県民税課税証明書（令和6年分）

＜学校が準備するもの＞

- ・修学生推薦調書